

(平成21年1月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	1 件

旭川国民年金 事案 237

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

申立期間当時、自分は家電販売業を、妻は洋服仕立業を自営しており、国民年金保険料は、定期的に訪問してきた銀行員を通じて金融機関に納付していた。

申立期間については、国民年金保険料が免除とされているが、自分は、昔から年金への関心は高く、国民年金の加入期間は全て付加保険料を含めて納付してきたし、当時は景気も良く、保険料を免除申請する理由は無かった。

申立期間について、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月間と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金保険料については、全て定額保険料及び付加保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人には、年度内で一部が免除期間であれば存在するはずの特殊台帳が存在せず、一方、申立人の妻の社会保険庁のオンライン記録を見ると、昭和60年1月から同年3月までの期間が保険料の免除期間とされているが、申立人の妻の特殊台帳には、当該期間について保険料の免除記録が記載されていないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間の前後の保険料は付加保険料を含めて納付済みであり、申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期

間のみ免除となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

申立期間当時、夫は家電販売業を、私は洋服仕立業を自営しており、国民年金保険料は、定期的に訪問してきた銀行員を通じて金融機関に納付していた。

申立期間については、国民年金保険料が免除とされているが、自分は、国民年金には大きな関心があり、結婚後に加入した国民年金の加入期間はすべて付加保険料を含めて納付してきたし、当時は夫の収入のほかに自分にも収入があったので、税金などもきちんと納付しており、保険料を免除申請する理由は無かった。

申立期間について、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月間と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金保険料については、全て定額保険料及び付加保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間に係る免除記録が記載されておらず、申立人の夫についても、社会保険庁のオンライン記録では、昭和59年10月から60年3月までの期間が保険料の免除期間とされているが、本来、年度内で一部が免除期間であれば存在するはずの特殊台帳が存在せず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間の前後の保険料は付加保険料を含めて納付済みであり、申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期

間のみ免除となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで
平成12年4月にA市からB市に転居し、B市への転入手続と国民年金の加入手続を同時に行い、12年度分及び13年度分の国民年金保険料は、夫が夫婦二人分をC銀行で前納しているため、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、結婚後の国民年金保険料に未納期間が無く、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、平成12年度及び13年度の国民年金保険料について、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を前納していたと主張しているとおりに、社会保険庁の記録から、12年度の保険料は夫婦共に平成12年4月25日に前納していることが確認できる上、申立期間である13年度の保険料については、申立人の夫が前年から同居している申立人の長男の保険料も一緒に13年4月25日に前納していることが確認できることから、申立人の夫が、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年3月まで

私の国民年金保険料は、夫が夫婦二人分をA銀行B支店か自治会の納付組織に納付し、納付した後に夫から領収書を受け取って保管していた。

申立期間の領収書には、領収印は押されていないが、国民年金保険料を納付したことを示す「納済→52.8.19現納」と記載されている。

夫の国民年金保険料は納付となっているのに、私の国民年金保険料が未納となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人夫婦は、昭和49年6月の婚姻以降、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続についても未納期間を生じさせることなく適切に行っており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する昭和51年度の国民年金保険料領収書には、第3期（昭和51年10月～12月）と第4期（52年1月～3月）の欄に、領収印は押されていないものの、過年度保険料を納付したことを示す「納済→52.8.19現納」との記載がある。一方、申立人の夫の51年度の国民年金保険料領収書の第4期（52年1月～3月）の欄にも領収印は押されておらず、「納済→52.8.19現納」と記載されており、夫の当該保険料は納付済みとなっていることから、昭和52年8月19日に、夫の52年1月から3月までの保険料と一緒に申立人の申立期間の保険料も納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案96

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答があった。

同期入社と同僚には厚生年金保険の加入記録が存在するのに、私の加入記録が無いのは納得できないので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に、昭和37年4月1日から同年9月末まで勤務していたと主張しているところ、A社から本人に交付された「在籍証明書」には、申立人が37年4月1日から同年9月30日まで勤務していたことを証明する旨の記載がある上、元上司からも同様の証明書が申立人に対して交付されており、当該元上司からは、「(申立人の)兄と同級生なのでよく覚えている。入社は他の新卒者と同じ昭和37年4月1日であり、在職中にすでに転職先を決め、転職するぎりぎりまで勤務していたはずである。」との証言を得ており、社会保険庁の記録から、申立人の申立期間直後の厚生年金保険の加入記録は、同年10月8日資格取得となっていることが確認できることから、申立人の主張には信憑性^{しんぴようせい}があり、申立人が37年4月1日から同年9月30日までA社に在籍していたことが認められる。

また、申立人と同じ高卒で同期入社 of 男性従業員4人は全員、昭和37年4

月1日に資格取得している一方、当該4人の厚生年金保険被保険者記号番号の払出日は、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、同年11月4日であることが確認でき、元上司からは、「当時は、資格取得届は春の分までさかのぼって秋に提出していた。」との証言を得ていることから、A社では、37年4月1日に採用した従業員については、同年11月4日付けで資格取得の届出を行ったものと考えられるところ、その時点では申立人は既に退職していたことから、申立人の資格取得届が行われなかったものと推認される。

しかし、同社の経理責任者からは、「社会保険手続が遅れたことにより社会保険料を会社が肩代わりしたことはない。」との証言を得ており、また、複数の同僚からも、「社会保険手続が遅れたことで保険料を会社に支払ったことも支払う相談を受けたこともない。」、「入社翌月から保険料の控除があった。」との証言を得たことから、申立人についても、他の同僚と同様に月々の給与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和37年4月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社と同僚の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、当時の資料を破棄しているため確認できないとしているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の資格喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月及び同年 8 月

結婚直後の昭和 62 年 9 月か 10 月に社会保険事務所から国民年金保険料の督促状が届き、私が同年の年末に郵便局で未納だった夫婦の保険料を一括納付したので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の 20 歳到達者の国民年金被保険者資格の取得日から、平成 3 年 8 月ころと推認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録から、申立人は、昭和 62 年 9 月から国民年金第 3 号被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該記録は平成 3 年 8 月 16 日に追加訂正されたものであることが確認できることから、それ以前は国民年金への未加入期間として処理されていたものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 4 月まで
結婚直後の昭和 62 年 9 月か 10 月に社会保険事務所から国民年金保険料の督促状が届き、妻が同年の年末に郵便局で未納だった夫婦の保険料を一括納付したので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和 62 年の年末に郵便局で未納だった夫婦の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の妻の前後の 20 歳到達者の国民年金被保険者資格の取得日から、平成 3 年 8 月ころと推認でき、それ以前は、申立人の妻は国民年金に加入していなかったと考えられることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、社会保険庁の記録から、申立人に対して、社会保険事務所から昭和 63 年 7 月 5 日付けで国民年金保険料の督促状が発行されていることが確認できることから、申立人が主張する 62 年の年末に、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年1月までの期間、41年8月から同年10月までの期間、43年5月から44年5月までの期間及び44年11月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年1月まで
② 昭和41年8月から同年10月まで
③ 昭和43年5月から44年5月まで
④ 昭和44年11月から47年3月まで

私は、会社を辞める都度、すぐにA市役所で国民年金の加入手続を行っており、申立期間①及び②については、同市役所で国民年金の加入手続を行った際に、国民年金保険料を納付した。

また、申立期間③については、国民年金保険料をB信金C支店で納付しており、申立期間④については、納付場所は憶えていないが前納している。

申立期間における国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞める都度、すぐにA市役所で国民年金の加入手続を行っていたと主張しているが、特殊台帳の記録と申立人の国民年金手帳の資格得喪記録とは一致しており、申立人が申立期間に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡は無く、社会保険庁の記録から、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間とされている。

また、申立期間④のうち、昭和44年11月から45年3月までの期間は、国民年金保険料の未納期間とされているが、当該期間は、申立人の夫が国民年金の未納期間であることから、平成8年1月8日に社会保険庁により記録訂正されたものであり、それ以前は未加入期間とされていたものと考えられ、45年4月から47年3月までの期間は未加入期間とされていたと考えられることから、社会保険事務所が申立人に対し、未加入期間とされている申立期間の納付書を送付したとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金制度の開始当初からA町役場又は町内会の納付組織を通じて国民年金保険料を納付しており、保険料を未納にした記憶は無いので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金制度の開始当初から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和40年4月12日であることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA町役場又は町内会の納付組織を通じて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点では、申立期間のうち過年度納付となる保険料については同町役場及び町内会の納付組織では納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年7月まで

昭和47年か48年ころ、A市に行った際に、同市の職員から、国民年金保険料を納付できなかった免除期間について、10年さかのぼって納付できると言われた。

元夫に相談して、翌日、元夫と二人で同区役所に行き、私が免除期間であった申立期間について国民年金保険料を納付したのに、納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年又は48年ころに、A市で、免除期間であった申立期間について国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の特殊台帳から、申立人は、申立期間当時、B市に住んでいたことが確認でき、申立人がA市に住んでいたのは、49年9月から50年2月までの期間及び50年8月から52年3月までの期間であることが確認できることから、A市で追納をしたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、社会保険庁の特殊台帳から、申立人は、昭和50年8月と同年12月に、免除期間であった40年8月から46年3月までの保険料を追納していることが確認できることから、これを申立期間に係る保険料を追納したものと記憶違いしている可能性を否定できない。

さらに、申立人と一緒に同市に行ったとする申立人の元夫は、既に亡くなっていることから、申立内容を裏付ける証言を得ることができず、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から62年4月まで
私の国民年金への加入手続は、昭和57年1月の結婚後に、夫が行っており、申立期間の国民年金保険料は夫婦でA農協の組合員勘定で納付していたはずである。領収書や組合員勘定の書類は、昭和62年に転居をした際に廃棄してしまったため無いが、申立期間が未加入になっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続は、昭和57年1月の結婚後に、申立人の夫が行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の国民年金第3号被保険者の処理日（オンライン入力した日）から、昭和62年12月ころと推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、A農協の組合員勘定で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、納付が可能な期間も過年度納付でなければ納付できないが、農協の組合員勘定は現年度保険料だけを納付対象とすると考えられることから、申立人の主張する納付方法では申立期間の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から40年3月まで

私は、親や勤め先の奥さんから国民年金保険料の納付についてうるさく言われていたので、20歳の時に自分で国民年金に加入し、国民年金保険料はA市から渡された納付書で、B信用金庫C支店等で納付していた。

国民年金手帳をA市に預けた際に受け取った「国民年金手帳預り証」に印刷されている昭和39年度の未納月数を記入する欄に何も記入されておらず、未納があれば月数が記入されているはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に自分で国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は前後の任意加入者の資格取得年月日から昭和40年11月ころと推認され、申立人の所持する国民年金手帳から、国民年金手帳の発行日は昭和40年11月17日であることが確認できることから、そのころに申立人は国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市から渡された納付書で納付していたと主張しているが、同市では、昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料の納付方法は、国民年金の被保険者が、保険料額の国民年金印紙を購入し、それを国民年金手帳に貼付して保険料を納付する印紙検認方式であり、申立人の主張する納付方法とは異なっていたこと、及び39年10月以降は、保険料の納付方法が印紙検認方式から納入告知書方式に変更されたが、申

立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料を納付するには、過年度保険料として納付することとなり、市町村の発行する納付書では過年度保険料の納付はできなかったものと考えられることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、国民年金手帳の預り証に印刷されている昭和 39 年度の未納月数を記入する欄に何も記入されていないことをもって、未納期間がないと主張しているが、国民年金手帳の発行日は昭和 40 年 11 月 17 日であることから、それ以前の 39 年度の未納月数が預り証に記入されていなかったとしても不自然ではない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から同年12月までの期間及び39年2月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から同年12月まで
② 昭和39年2月から41年3月まで

私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、父親が行ってくれていた。

父親は、普段から家族の国民年金保険料については、毎月納付していると言っていた。父親の性格からして保険料を未納のままにしておくことは考えられないので、申立期間における国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も毎月納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和42年11月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、既に亡くなっていることから、当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案97

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から41年9月15日まで
: ② 昭和41年9月下旬から42年1月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で勤務していた期間（①の申立期間）、及びBデパート内のC社の店舗で勤務していた期間のうち最初の4か月間（②の申立期間）についての加入記録が無い旨の回答があったが、これらの期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- ①の申立期間について、社会保険事務所の記録から、A社は健康保険のみ適用の事業所であることが確認できるところ、申立人には、同社において、昭和40年8月1日（取得）から41年9月15日（喪失）までの期間について健康保険のみの加入記録が存在していることが確認できる。

また、当時の同僚のうち連絡の取れた3人からは、A社に勤務していた期間に加入していた年金制度については「国民年金であった。」との回答を得るとともに、このうちの1人からは、「（当時、）厚生年金保険に入れるよう申し出たが、現場は掛けられませんと断られた。現場とは、映画・喫茶店・レストランの従業員であり、（映画館で）一緒に働いていた申立人についても厚生年金保険には加入していないと思う。」との証言を得た。

さらに、A社は昭和53年7月1日に全喪し、事業主も居所が不明であることから、申立てに係る証言を得ることはできず、このほか、申立人が、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 ②の申立期間について、申立人は、昭和41年9月下旬にC社（昭和44年3月1日新規適用）に入社し、Bデパート内のC社の店舗に勤務していたと述べているところ、申立人のBデパート商業協同組合における加入記録（昭和42年1月2日取得～44年3月1日喪失）及び当時の同僚の証言により、申立人がBデパート内のC社の店舗に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、Bデパート内のC社の店舗に勤務していたのは申立人だけであり、申立人の勤務の開始時期について確認できる人事記録等の資料は無い。

また、Bデパート商業協同組合の社会保険事務担当者からは、「全体的に試用期間のある店舗が多かったと思う。従業員の出入りが激しく、事務手続が大変だったので、店主の方も従業員の様子を見てから社会保険に加入させていた。」との証言を得ており、また、別の事務担当者からは、「店舗により違いはあると思うが、働き始めてすぐに社会保険に加入させずに、3～6か月ぐらいは見習い期間があったように思う。」との証言を得ているところ、申立期間にBデパート商業協同組合において加入記録の存在する者で連絡の取れた4人のうち2人からは「試用期間があった。」との回答を得ている。

さらに、C社は昭和54年4月1日に全喪し、事業主は既に死亡し、元取締役（事業主の妻）は高齢であることから、Bデパート内のC社の店舗に勤務していた申立人の実際の勤務期間、及び試用期間の有無等厚生年金保険の加入の取扱いについての証言は得られず、このほか、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。